



届出・証明

区役所・出張所(P.8~11)の開庁時間
開庁日・窓口受付時間▶平日8:45~17:15
閉庁日▶土・日曜、祝日、12/29~1/3

問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 ☎ FAX番号 ⌚ 利用時間 🏠 休館日 🏠 ホームページ

お問合せ 市引越し手続き案内コールセンター ☎ 515-1787 ⌚ 月~金曜9:00~20:00(祝休日・年末年始を除く)

住民票の届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要なもの
転入届 (市外・区外から移った時)	転入した日から 14日以内	本人 または 世帯主	転入先の 区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・前住所の市区町村で発行した転出証明書 (福岡市内の他区から転入する場合は不要) ・本人確認書類 ※1 ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード ※2、3 をお持ち の場合は全員分をご持参ください。
転出届 ※4 (市外へ移る(移った)時)	あらかじめ		転出する区の 区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・本人確認書類 ※1 ・国民健康保険の被保険者証や資格確認書、介護保険の被保 険者証などをお持ちの人はご持参ください。
転居届 (区内で移った時)	転居した日から 14日以内		転居先の 区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・本人確認書類 ※1 ・国民健康保険の被保険者証や資格確認書、介護保険の被 保険者証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード ※2、 3 などをお持ちの場合は全員分をご持参ください。

届出書は市ホームページからダウンロードできます。

※1 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど。本人確認書類がなくても届出はできますが、本人確認が十分でなかった場合は、異動者本人に郵便でお知らせします。

※2 マイナンバーカード、住民基本台帳カードは、暗証番号が必要になります。

※3 住民基本台帳カードは、令和7年12月28日をもって、すべて有効期限が満了となります。

※4 マイナンバーカードを利用してオンラインで転出届ができます。また、上記の届出先へ郵送による転出届ができます。

※引越し手続きをオンラインで予約できます。

※代理届出の場合、委任状が必要です。

※国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療や医療費助成制度、児童手当などの手続きも行ってください。

コラム

区役所における引越し手続きの オンライン予約サービス

来庁希望日の5営業日前までに住所変更などの情
報を送ることで、窓口の来庁予約ができ、短い待ち時間
で手続きが簡単になります。



オンライン転出届

市外への転出届がオンラインで完結します。マ
イナンバーカードとスマートフォンを使って来庁不
要で申請できます。



戸籍の届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要なもの
婚姻届	任意 (届出の日から効力が生じます)	婚姻する2人	夫または妻のいずれかの所在地・ 本籍地の区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・婚姻届書(証人2人(成人)の署名 が必要です) ・本人確認書類
出生届	出生した日から14日以内 (14日目が休日の場合は翌開庁日まで)	父または母	住所地・出生地・本籍地の 区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・出生届書(出生証明書) ・母子健康手帳
死亡届 (埋火葬許可申請)	死亡を知った日から 7日以内	親族・同居人	死亡者の本籍地か死亡地、 または届出人の住所地の 区役所市民課、出張所 (出張所は所管区域のみ)	・死亡届書 (死亡診断書もしくは死体検案書)

※婚姻・死亡・出生などにもなつて、国民健康保険、国民年金や医療費助成制度、児童手当などの届出が必要になる場合がありますので、
住所地の区役所の窓口でご相談ください。

※出生届は、本籍地が福岡市の場合、オンラインで提出可能です。詳しくは市ホームページ(「福岡市 出生届 オンライン」で検索)で確認を。

ご遺族サポート窓口 ⇨ P.17

※上記の戸籍の届出のほかに、離婚や転籍、入籍、養子縁組、氏名の変更などの場合には戸籍の届出が必要です。

※戸籍届出(婚姻・離婚など)は年末年始でも届出できます。

※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届の際、本人確認を実施していますので、本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参く
ださい。

印鑑登録

本人が登録を希望する印鑑（ゴム・き損・未減・ふちなし印、凹印などは登録不可）および本人確認書類を持参し、住所地の区役所・出張所（出張所は所管区域のみ）でお手続きください。申請後、本人の意思確認のため照会書を郵送しますので、受け取り後、再度手続きした窓口へお越しください。印鑑登録証（カード）を発行します。

※代理申請の場合、委任状が必要です。

本人が直接窓口に来庁し運転免許証やパスポートなど官公署発行の写真付本人確認書類（有効期限内のもの）を提示すれば即日発行ができます。

問 各区市民課、各出張所 ⇨P.8~11

マイナンバー制度

マイナンバー制度は、住民票に記載されたすべての人に1人ひとつの番号を付与して、社会保障、税、災害対策、その他の分野で個人の情報を正確かつ効率的に連携させるための制度です。

■マイナンバーが必要になる手続き

マイナンバーは、勤務先などの給与支払者への提示が必要となるほか、年金医療保険、雇用保険や税の手続きなどで必要になります。

■本人確認の実施

マイナンバーを利用する手続きでは、成りすまし等の不正行為を防止するために本人確認を行います。手続きの際には、「マイナンバーカード」か、次の①と②の両方の書類を必ずお持ちください。
①「通知カード」またはマイナンバーが記載された住民票

※手続未了の記載事項変更（転居等）がある「通知カード」は利用できません。

②運転免許証やパスポート等の身元を確認できる書類

※顔写真がない書類（公的医療保険の資格確認書等）の場合は2点必要

■マイナポータル

マイナポータルは、子育てや転出届等に関する手続きができ、過去の診療や処方せんの情報など自分のさまざまな情報を確認できるオンラインサービスです。利用にはマイナンバーカードが必要です。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

時 9:30 ~ 20:00（一部、土日祝日は17:30まで。年末年始を除く）

※外国語（英・中・韓・スペイン・ポルトガル・ベトナム・タイ・インドネシア・タガログ・ネパール）対応

☎0120-0178-26

マイナンバーカード（個人番号カード）

交付申請書を「地方公共団体情報システム機構」へ郵送するか、申請書に記載の申請書IDを使用してパソコンやスマートフォンからWEB申請を行った上で、後日区役所窓口で受け取りが必要です。

初回の交付手数料は当面無料です。
※カードの有効期限：18歳以上は10回目の誕生日、18歳未満は5回目の誕生日（令和4年4月1日新規より）

■交付申請書（個人番号をお知らせした際に同封）を紛失した場合

住所地の区役所市民課または出張所（出張所は所管区域のみ）へ連絡のうえ、新しい申請書ID付の交付申請書を受け取るか、マイナンバーカード総合サイトから手書き用の交付申請書をダウンロードしてください。

① <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-yubin/>

■申請書の提出先

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局

郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター

■カードの受取方法

申請後、カードの準備ができましたら、受け取りのご案内を送付します。申請者本人が案内の文書に記載の必要書類をお持ちの上、住所地の区役所市民課又は出張所（所管区域のみ）でマイナンバーカードをお受け取りください。

※申請者本人が来庁することが困難な場合は市ホームページを確認するかお問い合わせください。

■予約制の土日の受取り

予約をすれば、土日にマイナンバーカード臨時交付センターなどでマイナンバーカードを受け取れます。

▶マイナンバーカード臨時交付センター
⇨予約方法は臨時交付センターを参照

▶天神SC、博多駅SC、千早SC（東区住民のみ）、博多区役所2階証明発行コーナー（博多区住民のみ）

▶Web 予約（24時間）



福岡市 マイナンバーカード受取り

検索

▶電話予約

問 各区市民課、各出張所 ⇨P.8~11

区役所や公民館、ご希望の場所等でカードの申請をサポートします。

福岡市 申請サポート

検索

問 市マイナカード総合コールセンター

☎092-600-2402

時 9:00 ~ 18:00（年末年始を除く）

マイナンバーカードの電子証明書

電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するものです。

マイナンバーカードの交付にあわせ標準発行させる電子証明書は、次の2種類で、有効期限はカード発行から5回目の誕生日までです。

①署名用電子証明書（暗証番号が英数字6~16文字のもの）

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax、福岡市での証明書のオンライン申請など）。

※基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）に変更があった場合、失効します。

②利用者証明用電子証明書（暗証番号が数字4桁のもの）

インターネット上などでログインする際に利用します（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの住民票の写し等の交付）。

■失効後の新規発行や更新の手続き

本人がマイナンバーカードをお持ちの上、住所地の区役所市民課又は出張所（所管区域のみ）、マイナンバーカード臨時交付センターで手続きをしてください。事前に予約をすれば、千早SC（平日および土日。東区住民のみ）、博多区役所2階証明発行コーナー（土日。博多区住民のみ）でも手続きできます。

※本人が来庁することが困難な場合は市ホームページを確認するかお問い合わせください。

問 各区市民課、各出張所 ⇨P.8~11

マイナンバーカード臨時交付センター

平日の夜間や土日に、マイナンバーカードの受取り（完全予約制）、無料での写真撮影がついた申請のサポート、電子証明書の更新・暗証番号の再設定など（予約優先制）ができます。

▶Web 予約（24時間）



福岡市 マイナンバーカード予約

検索

▶電話予約（センターの開館時間内受付）

☎722-0650

ウェルカメラネット

パソコンや携帯電話等から、区役所の市民課、保険年金課及び証明サービスコーナーの窓口の待ち人数が確認できます。



① <https://welcamera.city.fukuoka.lg.jp/>

住民票・戸籍などの証明

区役所の窓口

証明の種類	手数料 (1通)	請求先と交付を行っている証明書			
		各区 市民課 各出張所	証明 サービス コーナー (千早・博多駅・天神)	市内34 郵便局 本人申請のみ (代理人不可) ⇒P.17	コンビニ等 マイナンバー カードが必要 ⇒P.17
住民票の写し	300円(250円)※3	○※4	○	○	○
住民票記載事項証明書	300円	○※4	○	○	—
印鑑登録証明書※1	300円(250円)※3	○※4	○	○	○
戸籍全部・個人事項証明書	450円(400円)※3	○	○	○	○
戸籍一部事項証明書、戸籍謄(抄)本	450円	○	○	○	—
除籍全部・個人・一部事項証明書	750円	○	○	○	—
平成改製原戸籍謄(抄)本		○	○	○	—
戸籍の附票の写し	300円(250円)※3	○	○	○	○
除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本	750円	○	—	—	—
他市区町村の住民票の写し※2 (本籍地記載分は不可)	300円	○	○	—	—
他市区町村の戸籍全部事項証明書	450円	○	—	—	—
他市区町村の除籍全部事項証明書、 除籍謄本、改製原戸籍謄本	750円	○	—	—	—
身分証明書	300円	○	○	—	—
住居表示変更証明書	無料	○	—	—	—
受理証明書	350円	○※5	—	—	—

郵送請求・オンライン申請⇒P.17

市税に関する証明⇒P.18

■請求に必要なもの

本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、委任状(代理申請の場合)、コンビニ交付においては、利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカード

※1 印鑑登録証の持参が必要(コンビニ交付はマイナンバーカード)

※2 マイナンバーカード、住基カードまたは官公署発行の写真付き本人確認書類の持参が必要(請求される住民票に記載されている方しか請求できません)

※3 コンビニ交付の証明書発行手数料は、窓口比べて50円減額されます。

※4 博多区役所2階 証明発行コーナーでは、住民票の写し等のみ土日祝日も発行できます。(8:45~17:15 12/29~1/3 除く)

※5 上質受理証明書(1,400円)は、届出を受理した区役所(出張所)でしか発行できません。

区役所以外での証明書取扱い

証明サービスコーナー

土・日曜などの区役所の業務時間外でも住民票の写しなどの証明書がとれます。証明書の種類や受付日時によっては、その場でお渡しできないものもありますので、事前にご確認ください。

時 9:00~20:00

休 12/31~1/3、臨時休館有り

■千早証明サービスコーナー

東区千早 4-21-45 なみきスクエア 1階

☎ 674-3983 ☎ 674-3974

■博多駅証明サービスコーナー

博多区博多駅中央街地下鉄博多駅博多口お客様サービスセンター(定期券うりば)横

☎ 432-5353 ☎ 481-5380

※市税に関する証明の取り扱いはありません。

■天神証明サービスコーナー

中央区天神 1-8-1 福岡市役所1階(情報プラザ内)

☎ 733-5222 ☎ 733-5224

天神証明サービスコーナーおよび千早証明サービスコーナーでは、インターネットによる事前予約を行うことにより、市税に関する証明書(一部の証明書に限る)を、休日※1(9:00~20:00)または時間外(平日 17:00~20:00)に受け取ることができます(本人のみ)。

※1 休館日を除く。

注意

- ・戸籍の届出(婚姻や出生など)、住民異動届(引っ越しの届け出)、印鑑登録申請などは取り扱っていません。
- ・電話や郵送での請求は受け付けていません。
- ・証明書の申請受付の際に、本人確認を行います。運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類をご持参ください。

市税に関する証明

⇒P.18

種類	手数料 (1通)	取扱い時間
住民票の写し	300円	毎日 9:00～20:00 (休館日を除く)
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書(印鑑登録証の持参が必要)		
戸籍全部・個人・一部事項証明書、戸籍謄(抄)本	450円	平日 9:00～17:15 (12/29、30、休館日を除く)
除籍全部・個人・一部事項証明書※2、 平成改製原戸籍謄(抄)本	750円	
戸籍の附票の写し	300円	
身分証明書		
他市区町村の住民票の写し※3 (本籍地記載分は不可)	300円	平日 9:00～17:00 (12/29、30、休館日を除く)

※2 除籍に関する証明は、平成18年10月7日以降のものに限りです。

※3 請求される住民票に記載されている方のみ請求できます。マイナンバーカード、住基カードまたは官公署発行の写真付き本人確認書類の持参が必要です。

□事前予約を行うと、土・日曜にマイナンバーカードを受け取ることができます。⇒P.15

郵送請求

住民票の写し、戸籍全部・個人・一部事項証明書、戸籍謄(抄)本、除籍・改製原戸籍、戸籍の附票の写し、身分証明書、独身証明書、市税に関する証明書については、①申請書、②本人確認書類の写し、③定額小為替(郵便局発行)、④返信用切手・封筒をそえて、郵送で請求することができます。場合によって、その他必要となる書類があります。

住民票・戸籍に関する証明書については、福岡市住民票等郵送請求センター(〒810-8562 中央区長浜3-11-3 ☎711-7088)
市税に関する証明書については、福岡市税証明郵送請求センター(〒812-8512 博多区博多駅前2-8-1 博多区役所9階 ☎292-2069)

オンライン申請

本人と同一世帯員の現在の住民票・住民票記載事項証明書、本人及び本人の配偶者、同一戸籍の人、本人の直系の親族の人の戸籍全部(個人)事項証明書・除籍・改製原戸籍謄抄本・戸籍の附票の写し、本人の身分証明書・独身証明書および本人(法人代表者、相続人などを含む)の税務証明は、オンラインで申請することができます。

マイナンバーカードでの本人確認とクレジットカードでの手数料の支払いが完了した後、証明書を郵送します。
必要なものは、①マイナンバーカード②署名用電子証明書暗証番号③クレジットカード(手数料決済用)④スマートフォン(事前にアプリのインストールが必要)です。詳細は、市ホームページ(「福岡市 ネットで手続き」で検索)で確認してください。
なお、交付手数料は区役所窓口より50円安くなります。住民票・戸籍に関する証明書については(☎711-6343)
市税に関する証明書については(☎292-2069)



区役所の窓口

郵便局

市内 34 の郵便局で福岡市の住民票の写しなどの証明(請求者本人に関するものに限る)の取り扱いができます。窓口では、本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなどを必ずご持参ください。

☒ 月～金曜 9:00～17:00
(郵便局の営業時間に限る)

※土・日曜、祝日、12/29～1/3は取り扱いできません。

■取扱い郵便局

- 【東区】福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原、福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台
【博多区】板付、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈、博多南
【中央区】福岡小笹、福岡福浜
【南区】福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
【城南区】城南、福岡堤、福岡田島三
【早良区】福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
【西区】福岡苅岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア等(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、イオン九州など)のマルチコピー機で住民票の写しなどの証明書がとれます。ただし、利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカードが必要です。

種類	手数料 (1通)	取扱い時間 (年末年始除く)
住民票の写し 印鑑登録証明書	250円	毎日 6:30～23:00
戸籍全部・個人 事項証明書	400円	平日 9:00～17:00
戸籍の附票の 写し	250円	
所得証明書 ※1 納税証明書 ※1 (個人市県民税分)	250円	毎日 6:30～23:00

※1 令和7年度(最新年度)および令和6年度の2年分が取得できます。

種類	手数料 (1通)	請求できる人
住民票の写し	300円	請求される住民票に記載されている人 本人(印鑑登録証の持参が必要)
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
戸籍全部・個人・一部事項証明書、戸籍謄(抄)本	450円	請求される戸籍に記載されている人 ※除籍に関する証明は平成18年10月7日以降のものに限る
除籍全部・個人・一部事項証明書、平成改製原戸籍	750円	
戸籍の附票の写し	300円	※本籍地が福岡市内のものに限る
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	300円	本人
納税証明書	300円	本人(法人の場合は、法人の代表者)
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明		
固定資産公課証明書		
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	上に同じ(代理の方でも請求できます)

事前登録型本人通知制度

戸籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し、住民票の写し(本籍または国籍等の記載があるものに限る)などを第三者や代理人に交付した場合に、本人に郵便で通知する制度です。本人に通知することで、結婚・就職差別等につながる身元調査を目的とするさまざまな不正取得の抑止になります。希望する人は事前に登録が必要です(無料)。

※交付の可否を事前に本人へ確認したり、第三者等に交付できないようにするものではありません。

■登録できる人

市内に住所がある人、本籍がある人(市外住所、市外本籍分は対象外です)

■通知内容

交付した月の翌月末に、証明書の交付年月日、証明書の種別、通数、請求書の区分(代理人または第三者)を記載した通知書をお送りします。

■登録方法

申請書に本人確認書類を添えて、住所地または本籍地の区役所市民課・出張所の窓口へ提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、郵送による申請も可能です。

☒ 各市区民課、各出張所⇒P8～11

ご遺族サポート窓口

身近な方が亡くなられた後の、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、手続きをご案内する「ご遺族サポート窓口」を各区に設けています。また、手続きをまとめた区版のガイドブックを配布しています。亡くなられた方の住所のある区へお問い合わせください。

- ▶東区 645-1046
- ▶博多区 419-1017
- ▶中央区 718-1148
- ▶南区 559-5028
- ▶城南区 833-4014
- ▶早良区 833-4347
- ▶西区 895-7016

☒ 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)

